

玄海事故時の避難先 3 県市町へのアンケート調査結果にもとづく

佐賀県知事への質問に対する回答のまとめ

(アンケート期間:2023 年 4 月 15 日～6 月 5 日)

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

今年 4～6 月にかけて私たちは避難先自治体へのアンケート調査第二弾を実施した。昨年はコロナ等感染症流行下での原発事故時の対策についてのアンケートだった。玄海原発事故時の防護措置について昨年同様、避難先自治体 3 県 39 市町で実施（佐賀県：17 市町、福岡県：16 市町、長崎県：6 市町）。回答率は 95%（2 自治体未回答）。集計結果を元に、佐賀県と玄海町、唐津市、伊万里市への質問要請書を提出してきた。また、佐賀市にも避難先自治地としての対応と、佐賀市が避難すべき地域になった際の対処を質問要請書で提出している。

佐賀県	提出 7 月 14 日 ⇒	回答 8 月 4 日
玄海町	〃 8 月 3 日 ⇒	〃 8 月 17 日
唐津市	〃 7 月 31 日 ⇒	〃 9 月 21 日
伊万里市	〃 7 月 28 日 ⇒	〃 9 月 1 日
佐賀市	〃 11 月 22 日 ⇒	〃 未

アンケート項目

【1】 避難元⇒避難先のマッチングはできているか？

【2】 避難時の除染基準の意味について

国のマニュアル⇒除染が必要な基準：体表面汚染で $120 \text{ Bq/cm}^2 = 40,000 \text{ cpm}$
(これは、1 歳児の甲状腺被ばくで 300 mSv に相当（安定ヨウ素剤服用基準 50 mSv の 6 倍にあたる。また、「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準」 4 Bq/cm^2 の 30 倍)

【3】 避難車両の検査・除染方法などについて

【4】 避難する住民（人）の検査方法等について

【5】 避難所となる学校や施設に放射能汚染が持ち込まれる可能性があることについて

【6】 検査方法や除染基準の意味について、避難所となる学校や施設に伝えているか？

【7】 検査方法、基準について、避難元自治体や県と話し合いはあるか？

【8】 事前了解の権限が佐賀県と玄海町に限られていることについて

【9】 指針では UPZ 外でもモニタリング等により避難や一時移転となった場合の防護措置を講じることとされているが、講じているか？

【以下、アンケートと知事回答のまとめ/・知事回答●・私たちの意見■】

(問 1) 太良町は 8413 人の町だ。そこに避難者 8000 人を受入れる事になっている。2014 年、私たちの面談調査では受け入れ人数 7687 人（人口 9800 人）だったが、その後修正があったと聞いていたが、その時以上に受け入れ率が増加していた。この対策は？

●避難者が入りきれなかった場合

- ・まずは県内の施設を代替えの施設として活用する。
 - ・県内で受入人数が不足するような事があれば、他都道府県と締結している災害時相互応援協定に基づき避難を受入れて頂くように調整する。
- そもそも不足しない数と思って進めている事が、数あわせとしか思えない。入りきれなくなった時と言うことは、起きてから考えるということだ。

(問2) 国の除染基準 40,000cpm は放射線管理区域の外に物を持ち出す基準 4 ベクレル/cm² の 30 倍。この意味を知っているか等の問いに、「知らなかった」と 40% もあった。この基準は緩すぎるのではないか？

●放射線管理区域からの持ち出し基準 4 Bq/cm² は、平常時に放射線を管理する者に対して、厳格な管理を求める趣旨から、通常では区域外に存在しない放射性物質の持ち出しを前提に、非情に厳しい値に設定されているものと認識しています。一方、除染の基準 40,000cpm は、原子力災害時に放射性物質が放出され、制御できない状況下において、避難が必要な住民の迅速な避難も考慮した上で、不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するために定められた実効的な基準となっています。以上により、放射線管理区域からの持ち出し基準と比較して一概に基準が緩いと言えるものでもなく、県として迅速な避難と外部被ばくの防止を実現するため、定められた上記基準に則り、避難退域時検査を運営します。

■「通常では区域外に存在しない放射性物質 4 ベクレル」を“非常に厳しい値”であると県は認めている。つまり緩いと認めていると言える。「緊急時の迅速な避難」を理由に 40,000cpm を「一概に基準が緩いと言えるものではない」と回答しているが、その根拠もなく原発事故が起こったのだから住民の被ばくは仕方ない、という考え方だ。無用な被ばくを強要される住民に納得いく説明が大前提だ。自治体が「知らなかった」では話にならない。“一概に”と抽象的な言葉での回答は住民への説明責任を果たしていない。

(問3) 車輦や人の検査・除染方法について、避難先自治体の約 50% が「知らなかった」と回答したことについて？

●これまで避難先自治体への詳細な検査方法の説明は行っていません。令和 5 年 5 月 30 日に避難退域時検査説明資料を避難先自治体の防災部局に送付しており、質疑も行っていきます。

■避難先自治体には「説明を行っていない」ことがわかった。危機感の欠如だ。避難先自治体への対応は、今年の 5 月初めて資料を送ったものだ。書面上の避難計画では人の命は守れない。原子力避難計画は全県民、引いては国民の問題だということを福島原発事故で学んだはずだ。

(問4) 車輦の検査は、汚染が酷いタイヤ接地面等の測定はしないことになっているが、放射能拡散にならないか？測定しない理由は何か？

●国が定めるマニュアルに則り、検査を行うこととしています。

■原子力避難計画については、地域防災計画（原子力災害対策編）で自治体が住民救助の責任を担う自然災害の法制度を原子力災害に広げた形になっているが、電力会社の一企業が起こした放射能放

出という特異な事故の対応を、自然災害と同じ災害として自治体が全面的に担っていることがそもそも筋違いである。県や自治体は、企業のために住民を犠牲にできないという当たり前のことを政府に訴える責任があるのではないか。

(問5) 「人の検査」代表制の検査方法を「知らなかった」は53%もあり、「全員検査すべき」が33%、通過証には「測定値が必要」が40%だった。測定値のない「通過証」では、後に健康被害が出た場合に因果関係を証明する術と健康を奪われることになる。大事な事が県と関係自治体が情報共有されていないことが浮き彫りとなった事について？

●人の検査方法について、避難の迅速性を担保するため、国のマニュアルで示された検査方法に従って検査を行うこととしています。“測定値のない通過証”については、被ばく線量を測定するものではなく、基準値以下であった場合には通過証を交付し、迅速に避難していただくことが適切であると考えています。

■基準値 40000cpm が「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準 4 ベクレル/cm²の 30 倍」であることに対して回答がない。住民への措置として「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」によると、住民等の検査は、車両の確認検査の結果、基準を超える場合に、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者が OIL4 を超える場合には、乗員の全員に対して検査を行う。OIL4 の基準を超える場合の処置として「住民等の氏名・連絡先、検査の年月日及び検査結果の情報を記録する。また、住民に検査結果を記載した書面を渡す」となっている。しかし、車両検査の結果及び、代表が OIL4 以下だった場合は、同乗者の検査は行われなくなっている。事故時の行動はそれぞれ違うのを無視して、一人一人の測定をしない事、書面を渡さないことは重大な問題である。事故後、時間が経ってから体調不良がおきても住民には証明する術がないのだ。佐賀県は立地県として、住民を守る立場で国に従うばかりでなく意見を言うべきである。電力会社の事故のために住民に被ばくを押しつけるもので、住民が事故当ても未来に置いても被ばくから守られず被害を受ける可能性について行政は説明を果たす義務がある。

(問6) 避難の際「通過証」をもらわずに避難先施設に行く人も想定できる。その場合持っていない人への対応はどうするのか？

●本人及び周囲の方々の安全のためにも、最も近い検査場所に行って（戻って）検査を受けて頂く事になると考えています。

■やっと辿り着いた避難先で「通過証」がない事で入室を断られ、「避難退域時検査場所まで戻る」ことになる。避難のため「必須の通過証」なら、住民に徹底した情報を広報し、住民が正しい情報を知っているか確認までするのが県の役割である。持っている人と持っていない人への対応で避難先での混乱と、戻る途中での渋滞や事故も想定される。大変な混乱が想定される今こそ、住民が正しい情報を知っている事が大前提である。

(問7) 避難所となる施設（学校や公民館）に放射能汚染が持ち込まれる可能性があることについて「持ち込むべきでない」と明確な回答は46.5%。「仕方がない」が1自治体。その他自治体は意見欄にほとんどが「放射能が持ち込まれない対策が必要」と回答している。結果90%強の自治体が避難受け入れについて不安を持っている事実が明らかになった。当事者の九州電力と佐賀県は、避難計画のこうした現状も知らずに、避難計画は整っているとしているについて。

●避難退域時検査と簡易除染により人体に影響が出るレベルの放射能汚染が避難先施設に持ち込まれることはないと考えています。また、施設に伝えるための対応は取っておりません。

■県の「持ち込まれることはない」の回答には何の根拠もない。車輛及び代表者がOIL4を超えなければ一人一人の被爆線量を測ることはしないとされている。よって代表者以外の同乗者の中に高線量の中、避難して被ばくしている住民に、通過証が渡されることも想定され、汚染を広げることになる。避難計画は、国、県、避難元・避難先自治体、避難先施設等の情報共有と連携が不可欠だ。しかし、最低限の情報共有さえ行われていないことが明らかとなった。原発事故でいかに住民を被ばくから守れるかという根本的な問題、危機感が抜け落ちている。国が決められているというだけの理由で、根拠も示さず持ち込まれないと断言している佐賀県の危機管理の緩さは、佐賀県の危機管理の現状である。住民の安全と安心は無視しているとしか思えない。

(問8) 検査の基準について、避難元、避難先自治体や県との話し合いは80%が「されていない」と回答した。関係自治体間での情報共有ができていなければ住民は守れないのではないのでしょうか？

●話し合いをする前に、避難先自治体に原子力(防災)について学習していただき、そのうえで話し合いが必要な場合には、話し合う場を設定します。

■受入自治体は、除染基準などを理解した上で、受入を引き受けたのだろうか？今後自治体に確認していきたい(2023年11月22日：佐賀市に質問提出中)。避難計画を住民、自治体に押し付ける側の佐賀県が、押し付けられる側の市町に向かって「まずは学習をして欲しい。必要なら、話し合いの場をつくってもよい」というのははなはだ筋違いではないか。「再稼働はやむを得ない」と県民の声を無視しての再稼働に事前了解した知事は、県の責任として県民への情報公開と学習会等で住民の一人ひとりへ丁寧な説明を実行すべきである。

(問9) 指針ではUPZ外でもUPZ同様に避難や一時移転となった場合、防護措置を講じることとされているが、「講じていない」と93%が回答した事について？

●具体的な議論までは行っていません。

■指針に明記されているにもかかわらず、住民を守る自治体として、具体的には取り組まれていないことがあらためて明らかになった。私たちの運動で、UPZ外の住民は原発事故が起きても「まさか自分たちも避難しなければならない」とは知らされていないことが確認できた。この重大な事実が判明した以上、即、佐賀県はUPZ外自治体の避難計画を作ることに取りかかるべきである。同時に、UPZ外住民に対しての丁寧な徹底した説明を実施すべきである。